

会議報告



CPD

国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告

(2024年3月会議)

国際監査・保証基準審議会
ボードメンバー

か い さ ち こ

甲斐 幸子

国際監査・保証基準審議会
テクニカル・アドバイザー

よ し む ら か ず こ

吉村 和子

国際監査・保証基準審議会 (The International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) のボード会議が、2024年3月18日から21日までニューヨークにて対面で開催され、ボードメンバー全員が参加した。

日本からは、日本公認会計士協会より甲斐幸子 (ボードメンバー) 及び吉村和子 (テクニカル・アドバイザー) が参加した。以下、会議の概要を報告する。

【今回の会議で決定・確認した主な事項】

	テーマ	ステータス	決定・確認事項、今後の予定
1.	サステナビリティ報告の保証	基準の最終化に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> 公開草案に対して受領したコメントの中でも特に重要な論点について検討が行われた。 基準の最終化承認を2024年9月に予定している。
2.	リスク対応	プロジェクト・プロポーザルに向けた情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ISA330¹及びISA520²の問題点について検討が行われた。 プロジェクト・プロポーザルの承認を2024年12月に予定している。 その後、公開草案の承認を2025年9月、基準の最終化承認を2026年12月に予定している。

3.	テクノロジー	テクノロジー・ポジションの設定に向けた情報収集	<ul style="list-style-type: none"> テクノロジー・ポジションの主要な構成要素について検討が行われた。 2024年度中にテクノロジー・ポジションを確定する予定である。
----	--------	-------------------------	---

1 基準の最終化に向けた検討—サステナビリティ報告の保証

昨今、ESG情報を含むサステナビリティ情報の開示が進むにつれ、サステナビリティ情報に対する保証について、ステークホルダーのニーズも急速に高まっている。こうした状況を受け、IAASBは2021年12月会議から、サステナビリティ報告の保証に関する情報収集及び調査活動を開始し、サステナビリティ報告に対する包括的な保証基準 (ISSA5000³) を開発するためのプロジェクト・プロポーザルが2022年9月に承認された。その後、2023年6月に公開草案が公開され (コメント期限: 2023年12月)、コメント期限以内に143通のコメントを受領した。

今回の会議では、公開草案に対して受領したコメントのうち特に重要と考えられるテーマを中心に、以下の検討が行われた。

(1) ISSA5000の適用範囲 (ISAE3410⁴との関係)

公開草案において、ISSA5000とISAE3410の関係は以下のとおり整理されていた (第2項)。

本基準は、業務実施者が温室効果ガス報告(GHG statement)に対して別個の結論を表明する場合を除き、サステナビリティ情報の保証業務の全てに適用される。温室効果ガス報告に対して別個の結論を表明する場合には、ISAE3410が適用される。

これに対して、回答者からは、適用範囲が明瞭でない、追加のガイダンス等が必要とのコメントがあった。また、温室効果ガス報告に対して別個の結論を表明する場合をどのように解釈するかについて様々な考え方があるため、混乱が生じるとのコメントがあった。

そこで、タスクフォースから、ISSA5000の適用範囲を拡大し、温室効果ガス報告に別個の結論を表明する場合を含む全てのサステナビリティ情報に関する保証業務に適用することとし、ISAE3410の今後については、今回のボード会議の議論を受けて、今後検討することが提案された。これは、ISSA5000とISAE3410の間の最も大きな差異と回答者から考えられていた重要な虚偽表示リスクの評価のアプローチが、後述する今回の改訂提案によりアプローチが整合し(以下(7)②を参照)、その結果、ISSA5000とISAE3410の間に大きな差がなくなるため、ISSA5000を全てのサステナビリティ情報に関する保証業務に適用するよう変更するのが最もシンプルで分かりやすいと判断したためである。今後、もし仮にISAE3410を廃止する場合には、公開草案・最終基準と同様の承認審議プロセスに従うこと(ボードメンバー3分の2超の賛成が必要)が必要となる。

これに対して、ボードメンバーからは特に反対はなかったが、ISAE3410の今後について明確なロードマップが必要との意見があった。

(2) サステナビリティ事項及びサステナビリティ情報の定義

① サステナビリティ事項

公開草案において「サステナビリティ事項」は、「環境、社会、経済及び文化に関する事項」と定義されていた。これに対して、回答者からは、ESG(environmental, social and governance)という用語が世界的に広く認識して使われているため、ガバナンスが定義に含まれていないことは混乱を生じさせる可能性があるとのコメントがあった。また、経済及び文化的事項を定義に含めることを支持するコメントがある一方で、経済が何を指すのかについて明瞭性を欠くとのコメントや文化的事項は社会的事項に包含されるとのコメントもあった。これらのコメントを受けて、タスクフォースは以下の変更案を提示した(第17(vv)項)。

サステナビリティ事項—以下を含めた環境、社会及びガバナンスに関する事項

- (i) これらの事項が企業の戦略、ビジネスモデル又は業績に与える影響
- (ii) 企業の活動、製品及びサービスが環境、社会及び経済に与える影響
- (iii) 企業の関連する方針、計画、長期及び短期目標(goals and targets)

ISSAにおいて、規準に基づいて測定又は評価されるサステナビリティ事項は、他のIAASBの保証基準における「主題(underlying subject matter)」と同義である。

これに対して、一部のボードメンバーからは、国際会計士倫理基準審議会(The International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA)が議論中のサステナビリティ報告・保証業務等に関する国際倫理基準の中で検討している定義と差異があるため、不要な差異を回避するため更なる連携が必要とのコメントがあった。

② サステナビリティ情報

公開草案に対して、回答者からは、企業が報告するサステナビリティ情報の全部が保証対象となる場合とその一部が保証対象となる場合があるが、「サステナビリティ情報」の定義や基準内のその他の部分において、両者の区別が明示的に示されておらず混乱するとのコメントがあった。そこで、タスクフォースから、「サステナビリティ情報」の定義を下記に変更し、保証業務の対象となるサステナビリティ情報が主題情報であること、保証業務の対象とならないサステナビリティ情報は「その他の記載内容」であることを明示することが提案された(第17(uu)項)。

サステナビリティ情報—規準に照らしてサステナビリティ事項を測定又は評価することによって得られる情報

ISSAにおいて、企業によって報告され保証業務の対象となるサステナビリティ情報は、他のIAASBの保証基準における「主題情報(subject matter information)」と同義である。保証業務の対象となるサステナビリティ情報及び保証報告書と同じ書類に含まれる、保証業務の対象とならないサステナビリティ情報はその他の記載内容である。

これに対して、一部のボードメンバーから、企業が報告するサステナビリティ情報の全部が保証対象の場合にもその一部が保証対象の場合にも、同じ「サステナビリティ情報」という用語が利用されると混乱するため、「企業が報告するサステナビリティ情報」、「保証対象のサステナビリティ情報」という表現を使うべきというコメントがあった。

(3) 職業倫理規程及び品質マネジメント基準

公開草案は、職業倫理規程と品質マネジメント基準に関して、それぞれ、「職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)(IESBA Code)、ISQM 1⁵に従うか、もしくはそれらを「少なくとも満たす(at least as demanding)」その他の職業専門家の要求事項や法令等の要求事項に従うことを前提としていた。

公開草案に対して、上記の前提には賛同があったが、その他の職業専門家の要求事項や法令等がIESBA Code及び品質マネジメント基準を「少なくとも満たす」かどうかの判断について、よりガイダンスや明瞭化が必要とのコメントがあった。そこで、タスクフォースは、上記の前提を変更しないが、ISQM 1に関して、想定される状況をより明確に説明し、また、その他の職業専門家の要求事項や法令等の要求事項がISQM 1を「少なくとも満たすかどうか」の判断において各国の規制当局等の役割が非常に重要であることを示すため、第29項を以下に変更した。なお、IESBA Codeについては、タスクフォースとIESBAスタッフの間で(c)について見解が分かれており、今後協議を重ねた上で変更案が提示される予定である。

業務執行責任者は、以下のいずれかを適用する事務所に所属していなければならない。

- (a) ISQM 1
- (b) 適切な規制当局等がISQM 1を少なくとも満たすと判断した、職業的専門家の要求事項又は法令等の要求事項
- (c) その他の者によってISQM 1を少なくとも満たすと判断された、職業的専門家の要求事項又は法令等の要求事項

更に、業務実施者が職業的専門家の要求事項又は法令等の要求事項がISQM 1を少なくとも満たすと判断した場合にはその根拠に関する文書化が必要とのコメントがあったことから、第68項(aa)を追加して文書化を要求することが提案された。

これに対して、ボードメンバーからは、(c)は、業務実施者それぞれが判断を行う状況であるため、(a)及び(b)を適用することができないときのみ適用できることを明瞭化すべきとのコメントがあった。

(4) 企業のマテリアリティプロセス及びダブル・マテリアリティ

① 企業のマテリアリティプロセス

IAASBは、公開草案の作成に当たって、業務実施者に対し企業のマテリアリティプロセスの理解を要求するかどうか検討したが、ISSA5000は全てのサステナビリティ報告の保証業務に適用される包括的な基準であること等を考慮し要求事項とはせず、適用

指針に説明を記載していた。

公開草案に対して、企業のマテリアリティプロセスを指す用語が統一されていないことや、企業のマテリアリティプロセスと業務実施者が保証業務で適用するマテリアリティ(重要性)の用語の違いが不明瞭なことなどから混乱を招くとのコメントがあった。これに対処するため、タスクフォースは「マテリアリティ」という用語を使用しない「報告すべきサステナビリティ情報を識別するための企業のプロセス」へと表現を統一することを提案し、また、序説に第3A項を新たに設けて、ISSA5000において、「報告すべきサステナビリティ情報を識別するための企業のプロセス」とは、企業が、サステナビリティ情報において報告するトピック及びトピックの側面並びに報告の境界(boundaries)を識別するために適用するプロセスを指す旨の説明を加えた。

加えて、公開草案に対して、企業のマテリアリティプロセスは、サステナビリティ報告における重要な要素であることから、保証業務契約の新規の締結及び更新の段階において関連する要求事項が必要であるとのコメントや、業務のどの段階において企業のマテリアリティプロセスに対する手続が必要なのか明瞭化が必要とのコメントが多くあった。そこで、タスクフォースから以下の変更が提案された。

- 保証業務契約の新規の締結及び更新において保証業務の前提条件が存在するかどうかを確認する際に、企業が報告すべきサステナビリティ情報を識別するためのプロセスを有するかどうか考慮することを要求する(第70項(a))。
- 内部統制システムの構成要素の理解において、情報システムと伝達の理解の一環として、報告すべきサステナビリティ情報を識別するための企業のプロセスについて理解することを求める(第105A項(a))。

上記に対し、一部のボードメンバーから、保証業務契約の新規の締結及び更新における要求事項(第70項(a))については、どのような理解が求められるのか明瞭化が必要とのコメントがあった。

② ダブル・マテリアリティ

一部のサステナビリティ報告の枠組みにおいては、企業に対し、サステナビリティ情報を作成する際にダブル・マテリアリティの適用が求められる。そこで、公開草案では、適用指針のA180項においてダブル・マテリアリティの概念を説明していた。

公開草案に対して、ダブル・マテリアリティについて扱うことには多くの支持があったが、報告の枠組みでダブル・マテリアリティの適用が求められている場合、それが業務実施者による重要性の判断にどのように影響するのか明瞭化が必要とのコメントがあった。そこで、タスクフォースから、適用指針のA274A項を設け、

以下を説明することが提案された。

A180項に記載されているとおり、報告の枠組み又は企業独自の規準において、ダブル・マテリアリティが求められている場合、企業は、財務的マテリアリティ (financial materiality) 及びインパクトマテリアリティ (impact materiality) の両方を考慮することが求められる。また、業務実施者も、重要性を判断又は考慮する際に両方の側面を適用する。この結果、業務実施者は、通常、開示情報レベルでの手続の計画及び実施、並びに識別した虚偽表示が重要かどうかを判断するために、以下のとおり、単一の重要性を考慮又は決定することになる。

(a) 定量的情報の場合、通常、財務的マテリアリティ又はインパクトマテリアリティのうち数値が低いほうの重要性が使用される。

(b) 定性的情報の場合、A278項に記載の要因及びA417項からA419項に記載の虚偽表示の重要性に関する考慮事項を適用する際、通常、財務的マテリアリティ又はインパクトマテリアリティの観点から重要性を考慮した場合により詳細な情報が必要とされるほうの重要性が使用される。

加えて、会議の場において、タスクフォースから、最近行った利害関係者とのアウトリーチの中で、ダブル・マテリアリティが適用になる場合における条件付要求事項を設定すべきとの強い意見を聞いていることから、保証業務の計画の段階における重要性の考慮・判断に関する要求事項に関連付けて、ダブル・マテリアリティが適用される際の条件付要求事項の設定を検討している旨が説明された。ボードメンバーからは賛成があり、条件付要求事項の設定を検討することになった。

(5) 他の業務実施者

公開草案では、業務執行責任者は、業務実施者が所属する事務所以外の事務所 (以下「他の事務所」という。) の作業を利用しようとする場合、その作業に業務実施者が十分かつ適切に関与できるかどうかを判断することが求められていた (第42項)。また、他の事務所の作業を利用するときに、業務実施者が当該他の事務所が実施した作業を指揮、監督及び査閲できない場合、当該他の事務所及び作業を実施した当該他の事務所に所属する者は業務チームの一員ではなく、「他の業務実施者 (another practitioner)」と呼ぶこととしていた (A22項、A90-A91項)。

公開草案に対して、他の業務実施者の定義が設けられるべきとのコメントがあったことを受けて、タスクフォースから以下の定義を追加することが提案された (第17項 (a 1))。

他の業務実施者—業務実施者が、業務実施者が所属する事務所以外の事務所又は当該他の事務所に所属する者が実施した保証に関する作業を保証業務において利用することを予定

しているが、その作業に十分かつ適切に関与できない場合における、当該他の事務所又は当該他の事務所に所属する者をいう。他の業務実施者は業務チームを構成しない。

上記の提案に対し、ボードメンバーから、他の業務実施者の定義を設けることには賛同があったが、IESBAが検討中の「他の業務実施者」の定義と異なっていることから、IESBAとの連携を更に行う必要があるとの意見があった。

(6) グループサステナビリティ保証業務

IAASBは、公開草案策定の際、グループサステナビリティ保証業務について扱うため、ISA600 (改訂)⁶の規定をどの程度ISSA5000に含めるべきか検討したが、ISSA5000は包括的な基準であることを考慮し、グループサステナビリティ保証に関する詳細な規定は含めていなかった。

これに対し、追加の要求事項やガイダンスを求めるコメントが寄せられたため、タスクフォースから、ISA600 (改訂)の規定を参考にして、主に以下が提案された。

① 用語の定義の追加

グループサステナビリティ保証業務に関して追加する要求事項及び適用指針に関連して、例えば以下の定義を追加する (第17項 (g 1)、(g 2))。

- **構成単位**—サステナビリティ保証業務の計画及び実施を目的として、業務実施者により決定される企業、事業単位、機能若しくは事業活動又はそれらの組合せをいう。
- **構成単位の業務実施者**—サステナビリティ保証業務の目的で構成単位に関連する作業を実施する業務実施者をいう。

② 保証業務の基本的な方針及び詳細な計画

サステナビリティ情報に複数の企業又は事業単位からの情報が含まれている場合には、業務実施者に対し、保証業務の基本的な方針及び詳細な計画の策定の際に、手続を実施するサステナビリティ情報及びその情報源、並びに業務の実施に必要な資源 (構成単位の業務実施者又は他の業務実施者を含む。) を判断することを求める要求事項を追加する (第89A項)。

③ コミュニケーション

業務執行責任者に対し、業務チーム内において、また該当する場合には、業務実務者の外部専門家、構成単位の業務実務者及び内部監査機能との間で、保証業務を通じて適時にコミュニケーションが行われることに対して責任を有することを求める旨の要求事項を追加する (第55A項)。

④ 企業の「連結」又は集約プロセス

サステナビリティ情報に複数の企業又は事業単位からの情報が含まれる場合における、情報の集約プロセス (aggregation process) に対する手続の実施に関する要求事項を追加する (第135AL項、第135AR項)。

①の提案に対し、一部のボードメンバーから、構成単位及び構成単位の業務実施者の定義に関して、構成単位の定義に組織の境界線内にある構成単位に加えて報告の境界線内だが組織の境界線外にあるバリューチェーンが含まれているのは分かりにくい、また、構成単位の定義と構成単位の業務実施者の定義の関係が分かりにくい、との意見があった。

(7) 限定的保証と合理的保証

ISSA5000は、限定的保証及び合理的保証の両方を扱っている。公開草案に対して、限定的保証と合理的保証の区別をより明確にするべきとのコメントが多く寄せられた。そこで、今回の会議では、リスク評価手続に関する規定について、タスクフォースから以下の提案があった。

① 内部統制システムの理解

寄せられたコメントに対応して、主に以下のとおり変更する。

- 内部統制の構成要素の理解は、限定的保証の場合は質問を通じて行われるのに対し、合理的保証の場合は質問及びその他の手続を通じて行われることを要求事項に記載した (第102L/R項)。
- 企業のリスク評価プロセス及び内部統制システムを監視する企業のプロセスの理解については、限定的保証の場合はそれらのプロセスの結果を理解することが求められるのに対し、合理的保証の場合は結果を含めたプロセスの理解が求められることを記載した (第104L/R項、第105L/R項)。
- 統制活動の理解については、限定的保証の場合は内部統制の運用評価手続の実施を計画する場合のみ求められることを明瞭化した (第108L項)。

② 重要な虚偽表示リスクの評価

公開草案では、合理的保証の場合にはアサーション・レベルでの重要な虚偽表示リスクの識別・評価が求められていたのに対し、限定的保証の場合には、重要な虚偽表示が生じやすい開示情報の識別が求められていた。一方で、ISAE3410では、限定的保証の場合にも重要な虚偽表示リスクの識別・評価を求めており、公開草案とISAE3410ではアプローチが異なっていた。公開草案に対し、回答者からは、ISAE3410におけるアプローチのほうが限定的保証業務において要求される手続が明瞭であり、また、ISAE3410とISSA5000のアプローチが異なるのは混乱を招く

とのコメントがあった。そこで、ISAE3410のアプローチと整合させ、限定的保証業務の場合、業務実施者に対し、リスク対応手続を立案及び実施するための基礎として、開示情報における重要な虚偽表示のリスクの識別及び評価を行うことを求めるように規定を変更する (第94L項、第110L項、第111項、第115項、第125項(c)、第126L項)。

上記の提案に対し、一部のボードメンバーから、内部統制の構成要素の理解については、特に限定的保証に関して、求められる理解の程度が分かりづらいため、適用指針等で説明が必要との意見があった。

(8) 財務諸表監査人とサステナビリティ保証業務実施者の間のコミュニケーション

公開草案には、財務諸表監査人とサステナビリティ保証業務実施者が異なる場合に、両者の間のコミュニケーションを求める規定は含まれていなかった。公開草案に対し、財務諸表とサステナビリティ情報のコネクティビティの重要性から、両者の間のコミュニケーションに関する規定を設けるべきとのコメントが多く寄せられた。今回の会議で、タスクフォースから、当該コミュニケーションに関する規定を設けるべきかどうか、また、設ける場合、サステナビリティ情報と監査済み財務諸表の間に重要な相違が識別された場合のみの条件付要求事項とするか、より広範なコミュニケーションについて規定する要求事項とするべきかボードの意見が聞かれた。

ボードメンバーの意見は様々だったが、何らかの条件付要求事項を設けることを検討することで方針が合意された。

(9) 今後の予定

基準の最終化承認を2024年9月に予定している。

2 プロジェクト・プロポーザルに向けた情報収集 ーリスク対応

IAASBは、2023年12月に承認された「2024年から2027年の戦略及び作業計画」において、監査証拠及びリスク対応に関する統合的な取組み (以下「統合プロジェクト」という。)を開始すると記載していた。これは、特に規制当局から、ISA500⁷、ISA330、及びISA500シリーズの特定の基準を同時に改訂することが必要との意見を受けたことによる。統合プロジェクトでは、テクノロジー及び内部統制へ焦点を当て、以下について統合的に検討することを予定している。

- ① ISA500における、十分かつ適切な監査証拠についての判断に関連する側面 (監査証拠ワークストリーム)
- ② ISA330における、十分かつ適切な監査証拠を入手するための、評価した重要な虚偽表示リスクに応じたリスク対応手続

の立案と実施に関連する側面（リスク対応ワークストリーム）
 今回の会議では、ISA330及びISA520において対処される、
 ②の側面に関する論点について検討が行われた。

(1) ISA330及びISA520に関連して識別された論点

プロジェクト担当スタッフから、過去の関連するプロジェクトの意見募集、規制当局が公表している検査報告書の調査及び関係者への意見聴取等を通じて識別した、ISA330及びISA520に関連する論点が提示され、それらがISA330及びISA520の改定において今後のプロジェクトで検討されるべき論点であるかどうか、また、それ例外にも検討されるべき論点があるかなどが議論された。提示された論点は、以下の主な要因に関連する。

① ISA330

➤ ISA315（2019年改訂）⁸との連携：
 ISA315（2019年改訂）とISA330は関連しているため、ISA315（2019年改訂）で行われた重要な変更について、ISA330にも反映するべきとの意見がある。

➤ ISA500（改訂）案との連携：
 2022年10月に公表したISA500（改訂）の公開草案に対するコメントや、その後のIAASBの関連する議論において、ISA500の改訂で検討されている一部の内容について、ISA330の改訂を合わせて議論するべきとの意見がある。

➤ 評価した重要な虚偽表示リスクへの対応におけるテクノロジーの使用：
 過去の関連するプロジェクトの意見募集等に対して寄せられたコメントや関係者の意見聴取の結果、リスク対応手続における自動化されたツール及び技法（Automated Tools and Techniques：ATT）の利用や、企業及び監査人による新たなテクノロジーの利用に関連した論点が識別されている。

➤ 内部統制に関する監査人の作業（work effort）の強化
 公益監視委員会（Public Interest Oversight Board：PIOB）及びモニタリング・グループ（The Monitoring Group：MG）の2組織から、IAASBに対し、検査指摘事項が多いこと等を理由に、内部統制に関連して基準を改訂するべきとの指摘がある。

② ISA520

➤ 基準の範囲と明瞭性
 分析的実証手続に関連した検査指摘事項（推定値の設定や推定値との乖離の調査等）が多い。その原因となっている可能性の一つとして、基準で使用している用語や要求事項及び関連する適用指針に不明瞭な点があることが識別されている。

➤ 監査手続の実施におけるテクノロジーの役割の高まり

分析的手続は、ATTを利用して行われることが多いため、ISA330に関して識別されているテクノロジーに関連する論点は、ISA520にも関連する。

(2) 今後の予定

プロジェクト・プロポーザルから基準の最終化までの予定は以下のとおりである。

2024年12月：プロジェクト・プロポーザルの承認

2025年9月：公開草案の承認

2026年12月：基準の最終化承認

3 テクノロジー・ポジションの設定に向けた情報収集—テクノロジー

IAASBは、2023年12月会議において承認した「2024年から2027年の戦略及び作業計画」において、テクノロジーによる影響についてIAASBの基準でどう対処していくのかに関するIAASBの全体方針（テクノロジー・ポジション）を設定するためのプロジェクトを2024年上半期に開始すると記載していた。

(1) テクノロジー・ポジションの主要な構成要素

今回の会議では、担当スタッフから、テクノロジー・ポジションの構成要素として以下の3つが示され、①と②について議論が行われた。

① 構成要素1：IAASBのテクノロジーに対する姿勢（Posture）の明確化

作業計画期間におけるIAASBの基準設定及び関連する活動を方向付ける枠組みとして機能する、テクノロジーに対するIAASBの姿勢を明確に示す。本プロジェクトは、2024年から2027年の作業計画期間におけるテクノロジーに対する姿勢を示すために行われているが、そのためには、まずは現在のテクノロジーに対する姿勢を明確にすることが有益である。3月ボード会議の前にボードメンバーに対して調査を行った結果、IAASBの現在のテクノロジーに対する姿勢は以下であることについて概ね同意があった。以下の姿勢は、一部から、IAASBは、監査におけるテクノロジーの利用を強制することも積極的に促進することもしない、「テクノロジーにとらわれない（technology-agnostic）」姿勢であると呼ばれている。

IAASBのテクノロジーに対する姿勢は、ISAの開発又は改訂に当たり、監査におけるテクノロジーの利用を要求するのではなく、ガイダンスやISA内の適用指針を用いて認識、支持（*acknowledge and support*）することである。

上記の現在のテクノロジーに対する姿勢が今後も目的適合性

を有するかどうか評価するに当たって、以下を考慮する必要がある。

- ▶ 企業はビジネスプロセス及び財務報告においてどのようにテクノロジーを利用しているか、又は利用することが期待されているか
- ▶ 監査人は監査においてどのようにテクノロジーを利用しているか、又は利用することが期待されているか
- ▶ 監査人がテクノロジーの利用により監査品質を向上させることへの期待の高まり

② 構成要素2: テクノロジーに対する姿勢を運用するためのアプローチ

IAASBの基準設定活動及び関連するプロセスや手続において、テクノロジーに対する姿勢をどう運用していくかを決定する。例えば、仮にテクノロジーに対する姿勢を変更し、監査においてテクノロジーの利用を推奨ないし一定の状況では強制することになった場合には、そのための最も効果的な方法について検討することになる。

③ 構成要素3: テクノロジーに対する姿勢の適切性を継続して確保するためのプロセス

テクノロジーに対する姿勢を継続的に評価し、必要に応じて再調整し、その継続的な妥当性と有効性を確保するための強固なプロセスを確立する。

(2) 今後の予定

テクノロジープロジェクトは、2024年度中にテクノロジー・ポジションを確定する予定である。

<注>

- 1 国際監査基準 (International Standard on Auditing: ISA) 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」
- 2 ISA520「分析的手続」
- 3 国際サステナビリティ保証基準 (International Standard on Sustainability Assurance: ISSA) 5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」
- 4 国際保証業務基準 (International Standard on Assurance Engagements: ISAE) 3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」
- 5 国際品質マネジメント基準 (International Standard on Quality Management: ISQM) 1「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」
- 6 ISA600 (改訂)「グループ監査における特別の考慮事項」
- 7 ISA500「監査証拠」
- 8 ISA315 (2019年改訂)「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」

*法定監査従事者の必須研修科目
「監査の品質及び不正リスク対応」

研修教材

教材コード	J 0 3 0 5 5 1
研修コード	3 0 0 3
履修単位	1 単位

